

議員提出議案第1号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月22日

提出者	三朝町議会議員	田 栗 公 雄
賛成者	三朝町議会議員	岩 本 君 美
賛成者	三朝町議会議員	西 村 武津美
賛成者	三朝町議会議員	岩 井 澄 雄
賛成者	三朝町議会議員	平 井 晃
賛成者	三朝町議会議員	岡 本 岩 夫
賛成者	三朝町議会議員	牧 田 武 文

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条中「法令又は条例」を「法律」に改める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

議員提出議案第1号 三朝町議会委員会条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第17条 —省略— (出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律 _____ に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第19条 以下 —省略—</p>	<p>第1条～第17条 —省略— (出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づき委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第19条 以下 —省略—</p>